

H21年度個別指導 立ち会い報告

社団法人茨城県薬剤師会
医療保険委員会委員
東金沢薬局 鈴木勝俊

個別指導日程

5月28日	3件
6月18日	3件
7月9日	3件
7月16日	3件
8月27日	3件
9月10日	3件
9月17日	2件
10月15日	3件
10月22日	3件
11月12日	3件
11月19日	3件
12月10日	3件
12月17日	3件
1月21日	2件

新規個別指導

1月21日	12件
2月18日	12件
2月25日	10件

新規集團指導

6月25日
10月29日

集團的個別指導

7月24日
11月26日

届け出

- 管理薬剤師異動届けが出されていない
- 薬剤師の移動届けが出されていない
- 常勤か非常勤の記載不備等（その他5件）
- 開局日、開局時間の変更が出ていない（その他4件）

表書き

- 薬歴の表書きが無い、処方歴、指導歴しかない
- 薬歴では表紙に患者情報の記載無くアンケート用紙を挟んでいる
- 表書きの患者情報の不備と内容の定期的なチェックをするように
- アレルギー、副作用歴などが無いときはきちんと「無」と記入するように

薬歴（1）

- 薬歴の記入者、指導薬剤師名が書かれていない
- 薬剤服用歴管理指導料の算定要件を満たしていない（その他6件）
- 患者情報の収集が全くできていない。副作用、体調変化未確認なのに管理料を算定している
- 修正テープは使用しないように（その他2件）
- 薬効、用法説明ではいけない。具体的に記載するように
- 別々の医療機関から処方されているにもかかわらず他科受診、併用薬の欄に「無し」とチェックしてある
- 副作用については単に「無し」ではなく、どのような症状が無かったかを具体的に記載するように
- 嚥下困難の記載を薬歴の表紙にも記載するように

薬歴（2）

- 疑義照会内容を薬歴（処方箋）に記載するように（その他4件）
- 外用剤の用法・用量について、処方せんおよび薬歴に適切に記載すること（その他4件）
- 薬歴に担当薬剤師の捺印もれ
- 在宅もしっかり薬歴に記載するように。ドクターへの報告書のコピーではだめ
- インシュリンの使用単位等指導内容を記載するように
- 頓服薬については、どのように指導したか（服用するタイミング、用量など）を記載するように
- 非常勤薬剤師が多い場合は薬歴情報の共有化に留意するように（その他1件）
- 時間外受付、加算算定の根拠が解るように調剤録への印字設定等を改善するように（その他2件）

揭示物

保険薬局の揭示、基準調剤加算、在宅患者訪問薬剤管理指導、後発医薬品加算、開局時間、点数表、個人情報ガイドライン、容器代等保険外費用 etc.
(計 23 の薬局)

1包化薬

- 1包化の理由が薬歴に記載されていない。
 - 処方箋に1包化の指示が無いのに1包化し算定している
 - オパルモン・プロレナールが入っているときは保存方法を指導するように。
- (計 19 の薬局)

疑義照会

長期投与

サアミオン（12週）、PPI（6週、8週）
メチコバル、等
（ほぼ全ての薬局）

適用外使用

バイアスピリン、クレメジン、ベイスン、グルコバイ、
アダラートCR、ハルナール
プリンペラン、ナウゼリン、ラミシールクリーム等
（ほぼ全ての薬局）

疑義照会をした時間、問い合わせした人、答えた人、
その内容を薬歴と処方箋の備考欄に記載

自家製剤

- アマリールの半錠が頻繁に処方されているがその都度割っているのか？
- フロセミド0.5錠は半量の製品が他メーカーであるので加算はとれない
- リピトール5mg を半錠にしても自家製剤とれない
- フルイトラン2mg 錠の分割は5/5より算定できない
- 自家製剤の工程を薬歴に記載するように
- 特別乳幼児加算のベタ取り
- 6歳未満の乳幼児の薬剤調整に際して、単シロップを加えているだけ、しかも適切に計量できる量であるにも関わらず「特別の乳幼児製剤を行った場合」の点数を算定している

その他（１）

- 計算上薬剤師の数が足りない。（計４の薬局）
- 処方箋に日付薬剤師名の入った調剤済み印だけではだめ、押印をするように。（３件）
- 同一日同一医療機関２診療科、受付回数２回となっている → 返還
- 発行日の異なる処方せんを同一日同一時刻に受付 別々２件として請求 → 返還
- 電子薬歴の運用規定は？
- リーゼが３５日分で処方されている。疑義照会しているがお盆休みなのでこのまま出すように病院から言われて調剤する。リーゼは３０日までなので５日分返還

その他（２）

- 薬剤情報提供書は、それぞれの患者さんごとに不要な情報は削除して出力すること
- 開設者の母親の処方せん調剤に対して、一部負担金を徴収していないようですが、必ず徴収すること
- 手帳交付率が40%、もう少し上げていく努力をすること
- 処方箋に追加・訂正しているところがすべて鉛筆書き、医院に鉛筆書きを改めてもらうように
- 内用滴剤の用法・用量が抜けている
- 嚥下困難加算は散剤等あるものは算定不可

新規薬局個別指導（1）

- ラシックス20mg半錠で自家製剤加算をとっている
→ 返還
- 処方せん済の記名押印を名入り調剤済のスタンプのみ押していた
→ 三文判でも良いから名前の印も押すように
- 薬歴の表紙は聞き取りの紙をそのまま代用しない様に
- 一包化した場合は理由を明記する事
- メチコバルやサアミオン、PPIを継続使用する場合は途中、問い合わせをするように
- 6項目のチェック項目を印字してあれば有、無を埋めた方が良い
→印字しておいて書かないのはもったいない（であれば印字しない方が良い。）

新規薬局個別指導（2）

- 薬剤情報提供料を月5回算定していた
→ 返還（4回まで）
- 薬歴の文字が読みにくい
→ 他スタッフにも読めないと意味がない
- SOAP形式を採用していても指導部分が書かれていない
→ 一般の個別指導であれば返還あり
- 添付文書以外の使用法の際には確認を
（アダラートCRの分2等）
- 保険薬局として掲示すべきものは掲示するように
- 処方箋を鉛筆とはいえ薬局で訂正してあったり、記録をホワイトや紙貼りで直してはいけない
- ジェネリックへの変更は話し方で変わるので、推進する方向で話すこと

ご静聴ありがとうございました